

# 一時多量ごみ・引越しごみについて

ご家庭での大掃除や草刈り、引越しなどでごみが多量に出た場合、通常のごみ収集に出されると、他のごみステーションへ行く時間が遅くなったり、排出が重なるとその日のうちの収集が不可能になることが考えられますので、ご自分で直接施設への搬入をお願いします。

## ご自分で直接施設へ搬入する場合



- 事前の予約等は必要ありません。
- 処理券で処理できるものを搬入する際は、事前に施設に搬入方法を確認してください。
- ごみは分別し、運搬中にごみが落下しないように搬入してください。
- 施設へ持ち込む際も**分別に応じた指定袋を使用してください。使用していない場合は搬入できません。**
- 施設へ搬入する際、東広島市内から出たものの確認のため、**住所が分かるもの（免許証、公共料金の郵便物など）のご提示をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。**

詳しくはこちら

### 《処理施設での注意事項》

- 市で処理できないごみは、受入できませんので、それぞれ適正に処理してください（63頁を参照）。
- センターに搬入できる車両は4トン車までです（ロングボディ不可）。
- まず受付計量器で重量を量り、荷降し後再度重量を量ります。
- 荷降しは、ご自身で行ってもらいますが、誘導などは係員の指示に従ってください。
- センター内では、大型の運搬車などが走行していますので、十分注意してください。
- 業者の実施により発生した解体ごみなどは、搬入できません。

### 《処理施設へ直接搬入される場合の注意》

**処理券で処理できるもの（※）と他のものを一緒に積んで持ち込むのは避けてください!!**

従量制により処理券で処理できるもの（※）と、無料で処理できるもの（燃やせる粗大ごみや新聞・雑誌・ダンボールなど）、ごみ指定袋に入れて出すごみを、**一緒に車に積載して処理施設へ搬入されますと、ごみの種類ごとに複数回、荷下ろしと計量を繰り返していただくこととなりますので、手間と時間がかかることをあらかじめご了承ください。**

（※）従量制により処理券で処理できるもの：燃やせるごみ「剪定枝・刈り草・落ち葉」  
危険ごみ「瓦・コンクリート殻等」  
（固形状一般廃棄物処理確認申請書の提出により）市が許可したごみ  
※詳しくは上記二次元コードをご確認いただくか、市廃棄物対策課  
（082-420-0926）へお問い合わせください。

《ごみの分別種》	《搬入施設》
燃やせるごみ	広島中央環境衛生組合 広島中央エコパーク Tel：082-426-0820 （西条町上三永10759番地2）
燃やせる粗大ごみ	
新聞	
雑誌、雑がみ、ダンボール	
その他プラ	
危険ごみ	
ビン、缶	広島中央環境衛生組合 賀茂環境センター Tel：0823-82-6499 （黒瀬町国近10427番地24）
リサイクルプラ	
ペットボトル	
有害ごみ	
燃やせない粗大ごみ	

\*リサイクルプラはなるべく地域のごみステーションに出してください。

▶各センターの詳細は、次のページ（31頁）を参照

## ご自分で直接施設への搬入が難しい場合



- 東広島市一般廃棄物収集運搬許可業者（一覧は73頁を参照）に収集運搬を依頼してください。
- 業者に運んでもらう場合は、運搬料がかかりますので、業者に確認してください。
- ※許可を持っていない者が他人のごみを運ぶことは法律で禁止されています。

詳しくはこちら